

令和6年6月25日
大臣官房総務課

「国土交通省組織令の一部を改正する政令」が閣議決定
～分散型国づくりや持続的な経済成長の実現に向けた体制強化～

令和6年度の国土交通省の組織改編を実施するため、国土交通省組織令について所要の改正を行うもの。（令和6年7月1日施行）

I. 背景

今般、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、国土交通省組織令について所要の改正を行うものです。

II. 概要

国土交通省組織令を以下のとおり改正します。

- (1) 二地域居住をはじめとする地域政策の強化に向けた局内事務の再編
 - ・国土政策局「広域地方政策課」の課名を「地方政策課」に、「地方振興課」の課名を「地域振興課」に改める。
- (2) まちづくりGXの推進に向けた体制の強化
 - ・都市における環境の保全・創出に関する総合的な政策の企画立案等に関する事務及び近郊緑地に関する事務を所掌する「都市環境課」を新設する。
- (3) 建設業における担い手確保・資材調達に係る体制の強化
 - ・人材・資材の確保を担当する大臣官房参事官を1人増員する（23人→24人）。
 - ・不動産・建設経済局「建設市場整備課」の課名を「建設振興課」に改める。
- (4) 地理空間情報の充実・利活用推進に係る体制の強化
 - ・国土調査に関する事務と地理空間情報の活用に関する事務を、新たに設置する「地理空間情報課」に一元化する。
- (5) その他所要の改正を行う。

III. 今後のスケジュール

公 布：令和6年6月28日（金）
施 行：令和6年7月 1日（月）

【問い合わせ先】

大臣官房総務課 法規第二係長 豊福 代表：03-5253-8111(内線21-463)
直通：03-5253-8184